

開 会 の 宣 言

事務局 只今から令和2年4月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は4番川崎信彦委員が欠席のため、5番柏木伸夫委員と、6番吉永新一委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。
「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 通り番1について説明致します。譲渡人■■■■■、譲受人■■■■■で、圃場整備対象外農地で今まで管理ができていませんでした。山間の農地であり、■■■さんが譲り受けてクヌギを植樹するとのことです。宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

6番委員発言 通り番2について説明致します。
通り番2について、譲渡人■■■■■氏は高齢で施設に入所中で、耕作管理が出来ないとのことで、■■■■■氏に無償で譲渡するものです。■■■氏と■■■氏は分家本家の間柄とのことです。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので続きまして、通り番3番について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

6番委員発言 通り番3について説明致します。
通り番3について、譲渡人■■■■■氏が所有する農地ですが、空き家に付随する農地で、譲受人■■■■■氏に売買にて譲渡するものです。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして、通り番4番について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

9番委員発言 通り番4について説明いたします。
場所は、挟間のお宮のすぐ近く、お宮から20～30m先に進んだ所です。譲渡人■■■■氏、■■■■氏と譲渡人■■■■氏は、兄弟との事です。■■■■氏は地元で農業をしております。間違いありませんので、ご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして、通り番5番について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

2番委員発言 通り番5について説明いたします。
譲渡人■■■■氏は、耕作管理ができず、譲受人の■■■■氏が賃貸借で耕作をされていた農地です。今回、■■■■氏が■■■■氏に贈与するとの事で、間違いありませんので、ご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から5について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は8件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から8を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

12番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

譲受人の■■■■氏が、譲渡人■■■■氏より買い入れて、駐車場にするというものです。場所は青豊高校入口の交差点より西向きに100mほど進んだ右手の土地になります。歩道より一段低く三方を住居、駐車場に挟まれて取り残されたような状態です。また、申請地は用途区域内にあり、転用するにあたって問題もありませんので、よろしくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

6番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

譲受人の■■■■氏が、譲渡人■■■■氏より購入するということでもあります。購入後は、店舗兼住宅、駐車場を建設することでもあります。場所は、市丸の交差点より下り、宇島ガスの隣接地であり、問題もございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

5番委員 議案書に譲受人の職業が主婦となっているが、間違いではないか。

事務局 会社経営の誤りであります。訂正をお願いいたします。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、続きまして通り番3、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3、4

6番委員発言 許可申請の通り番3、通り番4について説明いたします。

通り番3と通り番4は、どちらも譲渡人が■■■■氏です。譲受人の■■■■氏、■■■■氏は、購入して自己住宅を新築することです。場所は、先程の説明にもあった宇島ガスより100m程、下ったところですが、特に問題もございませんので、ご審議よろしくお願いします。

議長 議案第2号の通り番3、通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番5、通り番6について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5、6

3番委員発言 許可申請の通り番5、6について説明いたします。

通り番5についてですが、譲渡人の■■■■氏と譲受人の■■■氏は、親子です。今回、贈与で■■■■氏が自己住宅を建てるといことです。場所は、黒土小学校の南に100m進んだ所で、最近圃場整備をした地区になります。非農用地設定をしており、目的通りでありますので、問題はありません。

通り番6についてですが、譲渡人の■■■■氏の土地を購入して、譲受人の■■■■氏が家庭菜園にするといことです。場所は、国道10号線を中津向きに行き、東皆毛に入る道路を下りた正面の所になります。間違いありませんので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第2号の通り番5、通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番7、通り番8について、地元委員の説明をお願いします。

7番委員発言 許可申請の通り番7、8について説明いたします。

通り番7についてですが、譲渡人の■■■■氏より譲受人の■■■■が家庭菜園にするといことです。場所は、新町団地入口の反対側の角になります。これまでも管理していたとのことで、特に問題ありません。

続きまして、通り番8について説明いたします。

譲受人の■■■■氏が、譲渡人の■■■■氏より買い受けて、進入路にするといことですが、既に進入路として利用されており、以前に転用した際に取り残されていたとのことです。場所は、千束小学校と木村商会の間にある民家の入り口です。

間違いありませんので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第2号の通り番7、通り番8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から8は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から8について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）について原案通り承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第4号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 「議案第4号、非農地証明交付申請の承認について通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第4号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

9番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は挾間の養鰻場から左に曲がり、すぐの家です。川の方から進入路がコンクリートで敷設されており、農業用倉庫も基礎を打設し建てられから、20年以上経過をしており、農地に戻すことは不可能であると認められます。よろしくご審議お願いします。

議長 議案第4号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の非農地証明交付申請の承認について、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

長 議案第5号 空き家に付随した農地の指定についてです。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案5号の空き家に付随した農地の指定について原案通り承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号については原案通り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって4月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
10時30分閉会を宣言する。